



はんざわ とし さだ
半澤利貞

流雪溝の水利確保について

問 新潟県が宮林から原新田

交差点付近まで流雪溝を県道に整備した。あと数メートルで大堰水利に取り付けられ、取水が可能となつて

いたが、下流の理解が得られず水利が利用できない状態である。この状況を解消すべく伺います。

1、農業用水利は、冬期間も農家にあると思つか。

答 昭和42年2月1日の大堰組合の慣行水利権の届出書により

ますと、灌漑期は5月10日から9月15日まで、最大取水量毎秒0.6㎡となつており、非灌漑期は、水路の維持のため少量の水を流すという届出となつておりまし

た。町の水利権台帳であります農業用水実態調査表によりますと、農業用水取水期は4月9日から9月15日の期間となつて

おり、灌漑期の水利権は最大取水量毎秒0.6㎡でありました。

したがって、冬期間に排他的且つ継続的に水を利用して稲作を行う農業者はいないわけですので、農業用としては水利権の主張はできないものと推察します。

しかし、大堰組合の水利権は、慣習法上の慣行水利権として位置づけられており、冬期間でも農業用水だけではなく、昔は「呑みよ」であったり「水車」あるいは各家庭の「池」の水として利用されたりしてきた歴史的な経緯がありますので、当然一般の生活用水としての慣行水利権もあると思います。

問 2、魚野川からの取水堰を「洗い越し」に施工すべきと考えるが、補助・助成の考えはあるか。

答 洗い越しは一時的な仮施設

設以外、河川の治水上の点などから河川管理者の許可を得るのは難しいと思われますので、施工できるかどうか事前に河川管理者と相談させていただきます。

また、施工が可能となれば、大堰組合への補助助成につきましましては、事業にあつた補助制度がないか調査させていただきます。



問 3、大堰組合と合議する必要があると思うがどうか。分水の問題、除雪の問題もあり、J R に行政からの指導を求める。

答 J R 上越線の流雪溝の水利権については、町の管理しております水利権に関する資料等では確認できません。しかし、J R 東日本旅客鉄道(株)等からお話を伺ったところ、大堰組合とJ R 東日本旅客

鉄道(株)は、J R 上越線の流雪溝に分水する契約を締結しており、現在の契約内容は、12月1日から3月31日までの期間、毎秒0.2㎡の分水に対し使用料を払う内容となつております。したがって、水利権者であります大堰組合が行っているJ R 上越線の流雪溝への分水と水量等については、町が指導すべきものではなく、大堰組合とJ R 東日本旅客鉄道(株)の話し合いによるものと認識しております。

雪の博物館の誘致を

問 製造業の工場誘致は雪

国には向かないと思つているが、湯沢に向いている誘致をどう考えているか。

答 町に企業を誘致し、新たな産業と町民の就業の場を確保することは、今の湯沢町にとって、非常に重要なことと認識しています。

中でもノリタ光学跡地は、5万7千㎡というまとまった土地であり、高速道路に近く利便性が高いため、企業誘致には最適の地であると考えています。

しかしながら、ご承知のとおり、この土地には汚染物質があり、除染を行わなければ使つてくれる企業もなく、対応に苦慮しているところでございます。

さて、湯沢町にどんな企業が向いているかということですが、豊かな自然と、雪国であることを考えれば、「観光関連施設及び文教施設・医療施設等の誘致」が適当かと考えますが、例えば製造業でありまして、騒音等が無い企業であれば特に問題はないかと思ひます。

なお、これからは現在の小学校や保育園も企業誘致のための資産として、宣伝して参りたいと考えています。

皆様方からも企業誘致や学校等の再利用に関する情報があれば、教えていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。